

令和8年度 長崎市立幼稚園及び学校における教育実習の手続きについて

(幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭・養護教諭・栄養教諭)

長崎市教育委員会

この手続き要領による教育実習は、幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭・養護教諭・栄養教諭の実習とする。(高等学校実習は、市立長崎商業高等学校と実習を希望する者が直接手続きをする。)

1 教育実習の受入条件

- (1) 免許取得後、教職に就く意志がある者
- (2) 「(1)」以外の場合でも、校(園)長が受け入れを認める場合は、この限りではないこと。
- (3) 令和8年度中に教育実習を希望する者

2 教育実習の申請手続き

<申込期間>

令和7年5月から令和8年1月末までを原則とし、市教育委員会教育長あての依頼書の必着を1月末日とする。

<手続き手順>

- (1) 実習希望学生が、実習を希望する学校(園)に直接出向き、校(園)長に申し込む。
- (2) 校(園)長は、内諾をしたら、内諾書を作成し、本人に渡す。(内諾書の様式は特に定めない。)
- (3) 実習希望学生は、内諾書を大学へ提出する。大学長(または学部長)は、市教育委員会教育長あてに実習の依頼書に内諾書の写を添付して送付する。(令和8年1月末日必着)

※ 返信用封筒(切手貼付)を同封すること

3 教育実習申請に対する回答

市教育委員会教育長が上記依頼文書を受け取った後、大学長(または学部長)あて通知する。

(令和8年3月末日までに)

4 その他

- (1) 実習の期間については、大学と受入れ学校(園)との協議により決定するものとする。
- (2) 栄養士の臨地実習については、学校給食課を窓口とする。
- (3) 実習の申請は、次の3種類に分けて別に送付すること。
 - 幼・小・中教諭実習……学校教育課(教育指導係)へ
 - 養護教諭実習……学校教育課(保健体育係)へ
 - 栄養教諭実習……学校給食課(学校給食係)へ

【実習依頼宛先】

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

長崎市教育委員会 教育長あて (返信用封筒を同封すること)

TEL: 学校教育課 095-829-1195

学校給食課 095-829-1197

担当: 幼・小・中教諭実習: 学校教育課

養護教諭実習: 学校教育課

栄養教諭実習: 学校給食課